

建設工事競争入札参加資格審査申請書提出要領

- 1 受付期間 平成30年2月1日（木）～平成30年2月28日（水）
※ 土・日曜日、祝日を除く
注 今回から受付期間が変更になりました。
- 2 受付時間 午前8時30分 ～ 午後5時15分
- 3 申請方法 持参又は郵送等
(郵送等は、2月28日午後5時15分までに必着のこと)
注 受付期間以外の随時受付はしませんので注意してください。
- 4 受付場所 〒743-8501
光市中央六丁目1番1号
光市役所 総務部 入札監理課
TEL 0833-72-1404 (工事監理係)
- 5 有効期間 平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日までの1年間
- 6 その他 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の未加入業者は有資格者名簿に登録できません。詳しくは別紙「社会保険等未加入対策について」をご参照ください。
また、建設業法の改正により、建設業許可業種区分に「解体工事業」が新設されたことによる取扱いについては、別紙「解体工事業新設に関する取扱いについて」をご参照ください。
- 7 申請様式 光市独自様式（国土交通省様式又は山口県様式に必要書類を追加して提出可能）
光市独自様式は、光市総務部入札監理課のホームページよりダウンロードしてください。
アドレス <http://www.city.hikari.lg.jp/nyusatsu/index.html>

7 提出書類一覧

	提出書類	市内業者	市外業者
1	競争入札参加資格審査申請書(2ページ)	○	○
2	営業に必要な許可通知書又は許可証明書の写し	○	○
3	商業登記簿の写し(個人のときは、代表者の身分証明書(本籍地市区町村交付のもの)の写し) 注 申請受付日において発行日から3箇月以内のもの。	○	○
4	営業所一覧表		○
5	委任状(原本) 入札契約等を支店長、営業所長等に委任するときは支店長等委任状 年間を通して、代理人に入札書等の提出を委任するときは代理人委任状	△	△
6	使用印鑑届(原本)	○	○
7	経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の写し 注 申請受付日において有効な審査基準日の通知書であること。	○	○
8	I S O (9001, 9002, 14001) の認証の写し(取得している業者)	○	
9	建設業に従事する総職員名簿(市内本店のみ) 注 雇用関係を確認できるもの(写し)を添付してください。 雇用関係を確認できる書類は、「雇用関係を確認できる書類例」を参照してください。	○	
10	技術者経歴書	○	○
11	工事経歴書	○	○
12	税の未納・滞納がない証明書の写し (法人) 国税: 本社に係る、国に納める 全て の税(その3の3証明書) 県税: 本社所在地に係る、都道府県に納める 全て の税(委任があるときは委任先地) 市税: 本社所在地に係る、市町村に納める 全て の税(委任があるときは委任先地) 市税: 光市に支店・営業所を有する場合は、委任の有無に関わらず光市に納める 全て の税 市税: 代表者又は受任者が光市在住のときは、個人の光市に納める 全て の税 本社から委任があるときは、本社の国税、委任先の都道府県税・市町村税となります。 注 申請受付日において発行日から3箇月以内のもの。 (個人) 代表者個人に係る、国(その3の2証明書)、都道府県及び市町村に納める 全て の税の未納・滞納がない証明書 注 申請受付日において発行日から3箇月以内のもの。	○	○
13	業態調書	○	○
14	暴力団排除に関する誓約書	○	○
注1	「○」は、必ず提出しなければならない書類です。		
注2	「△」は、必要としないときは、省略することができる書類です。		
注3	2番は、許可の有効期間が切れたときは、入札参加資格がなくなります。		
注4	7番は、有効期間が切れたときは、入札参加資格がなくなります。継続的に審査を受けて下さい。		

※ 申請書類は、A4ファイル(表紙及び背表紙に社名を記入)に順番に綴じてください。

※ 郵送の方で受付印が必要な方は、共に返送用の宛名を記載した、返信用封筒(82円切手貼付)又は返信用はがき(62円切手貼付)を添付してください。

※ 不足書類があるときは、受付できませんので、十分確認して提出してください。

参考 雇用関係を確認できる書類例（市内業者のみ提出）

内容	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証	健康保険法	雇用者	健康保険組合等	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる。
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	雇用主	日本年金機構	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額は通知される。
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	雇用主	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。
雇用保険被保険者証	雇用保険法	雇用主及び雇用者	公共職業安定所	法人・個人を問わず、1人以上を雇用する事業所に雇用される者は、被保険者となる。

【遵守事項：必ずお読みください】

上表の書類は、事業者が別に提出した「建設業に従事する総職員名簿」に記載した建設業に従事する職員が、雇用されているかどうかを確認するために使用します。市は、事業者と職員の雇用関係が確認できればよいため、「事業者名」、「職員の氏名」及び「雇用年月日」の項目以外はマジック等で塗りつぶし入札監理課職員が確認できないようにしてください。なお、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書で会社名が確認できないもの、及び、雇用保険被保険者証等で、会社名及び雇用年月日が確認できないものは受付できませんので注意してください。また、上表の書類の提出ができない職員については、源泉徴収票等の提出でも可とします。